

地域力創造推進に関する研究会 開催要綱

第1 趣旨

総務省は、2008年の地域力創造グループ発足以降、「人材力の強化に向けた取組（地域おこし協力隊等）」「地域固有の資源を活用した取組（ローカル10,000等）」を中心に「地域力」を高める取組を支援してきた。

この間、東日本大震災、デジタル化の進展、孤独・孤立問題、SDGs、新型コロナウイルス感染症拡大等の社会経済情勢の変化が生じていることを踏まえつつ、今まで実施してきた施策について改めて評価・体系化するとともに、今後力を入れるべき地域力創造施策について検討するため、「地域力創造推進に関する研究会」を開催する。

第2 名称

本検討会の名称は、「地域力創造推進に関する研究会」とする。

第3 主な検討事項

- 1 地域力創造グループ発足以降、取り組んできた施策については、それぞれ一定の成果をあげてきているが、改めて、その成果と課題を分析した上で、今後の方向性の検討。
- 2 これまで中心的に取り組んできた「人材力の強化に向けた取組」（地域おこし協力隊 など）及び「地域固有の資源を活用した取組」（ローカル10,000プロジェクト など）について、推進施策の改善や見直しの検討。
- 3 社会経済情勢の変化を踏まえた取組や上記2の施策を支える取組の推進施策（地域のデジタル化、定住自立圏の推進など）の検討。

※ 上記の他、地域での生活や活動への関心を高める、或いは地域のイメージや発信力を向上させるための取組等を、幅広く、総合的に検討する。

第4 構成及び運営

- 1 本検討会の構成員は、別添のとおりとする。
- 2 本検討会に座長を置く。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長は、必要に応じて、本検討会の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- 5 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を

聴くことができる。

- 6 その他、本検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定めることとする。

第5 議事・資料等の扱い

- 1 本検討会は、原則として非公開とする。
- 2 本検討会で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、配付資料については、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

第6 その他

本検討会の庶務は、総務省地域力創造グループ地域自立応援課において行うものとする。